

(別紙) 児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、管理者や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。